

## 貧民問題を巡るスミスとヘーゲル（Ⅲ）

稲 葉 振 一 郎

### 目 次

- はじめに
- 1 貧民論の構図
- 2 「市民社会」論
  - a スミス「文明社会」（以上第25巻第3号）
  - b ヘーゲル「市民社会」
- 3 陶冶の機構と対貧民政策
  - a スミス（以上第25巻第4号）
  - b ヘーゲル（以下本号）
- おわりに

### 3 陶冶の機構と対貧民政策

#### b ヘーゲル

ではヘーゲルの場合について考えてみよう。陶冶の機構としてヘーゲルの「市民社会」を見たとき、そこにはスミスとの間にどのような違いが存在しているであろうか？

ヘーゲル『法の哲学要綱』の粗筋は、前半部の「抽象的法・権利」論と「道徳」論で解明される、排他的所有権と私的自治の法秩序は、後半部「人倫」論の中で、「市民社会」の慣習の中にその根拠をもっている、ということが示される、というものである。この前半と後半との関係は、スミスにおける『道徳感情論』と『法学講義』『国富論』との関係に似通っている。そしてこのような、「市民社会」が法と道徳を生み出す、という視角は「重商主義」

には決定的に欠けており、この点、外見上いかにヘーゲルの商品経済像が「重商主義」のそれに似通っていても、その根本理念においてはむしろミスに近いことが了解されるであろう。

ところがここに乱調が生じている。「市民社会」は絶えずその内から慣習、法秩序を紡ぎ出し続けるが、『国富論』における「見えざる手に導かれた」「文明社会」とは異なり、それは生存と利益を保証することによって、万人を自らに従わせるようなものではない。市民的主体の陶冶の機構としては、それは自立しておらず、国家の行政による補完を必要とするのである。すでに見た通りミス『国富論』の場合には、市場経済による個人の陶冶は、いわばその盾の半面としてマイクロなレベルではたらく市場経済のルールと、そのルールを支えるマクロなシステム自体の再生産に貢献するとされていた。ところがヘーゲルの「市民社会」には、賤民問題が示すごとく、こうしたマイクロとマクロの好循環は存在しないように見える。いたるところのマイクロ的状况に当てはまる普遍的なルールとしての市民的法秩序は成立していても、そのマクロ的な帰結が不安定であるらしいのだ。その結果ミスがそれに対し否定的であった、裁量的な行政的介入や、職業団体が積極的にその意義を認められている。

しかし……ここが肝心なところであるが……「市民社会」はそこに存在し続ける。国家はその限界を補完しはするが、それを解体して全面的にとって代わりとうとはしない。国家自ら法を作り、それに人々を従わしめ、そしてその生存と利益を保証する、というプラトンの構図が提出されることにはならない。何よりも職業団体は、まごうことなく市民社会内の存在である。何故であろうか？

まず行政の問題について考察する。ここでヘーゲルにおける「市民社会 *bürgerliche Gesellschaft*」と「行政 *Polizei*」の概念についての形成史的考察という迂回路を辿ることとしよう<sup>(1)</sup>。

ヘーゲル社会理論の形成史において「市民社会」の категория が初めて括り出されたのは、『法の哲学要綱』においてである。『法の哲学要綱』自体の原型はイェナ期の『人倫の体系』（1804年）<sup>(2)</sup>、なかんずく『实在哲学』（1805—6年）<sup>(3)</sup>のなかに見出だすことができるが、構成はその時以来かなり変化している。『实在哲学』ではまず「主観的精神」論、「現実的精神」論において、欲求と労働の展開を通じての主観的精神の普遍性への上向発達の理論が提示されており、他方「国家体制 Konstitution」論ではこの精神の発展段階に応じた身分編成秩序が描かれ、その最高段階としての普遍的身分が国家の統治を担当する者として位置付けられている。これに対し体系期においては、前者は『エンチクロペディー』<sup>(4)</sup>の「主観的精神」論と、「客観的精神」論つまり『法の哲学要綱』の「抽象的法」部、「道徳」部と、「人倫」部の「家族」章と「市民社会」章に分解・整理されており、後者は「市民社会」章と「国家」章とにやはり分解されている。「市民社会」章における両者のモメントの交錯を更に細かく見ていくと、前者は「A 欲求の体系」中の「a 欲求の仕方と満足の仕方」「b 労働の仕方」と「C 行政と職業団体 (Die Polizei und Korporation)」中の、「a 行政 (Die Polizei)」において展開されており、後者は「A 欲求の体系」中の「c 資産と諸身分」のなかに痕跡をとどめている。

こうした構成変化から、「市民社会」category の導入は上記二つの系列の間の矛盾の解決としてなされた、と推察される。もともと『实在哲学』における二つの系列は、そのままでは相互にうまく噛み合わない。前者は個人が普遍性を獲得する機序の解明であるのに対し、後者は一面ではその機序の破綻の克服ではあるが、他面では個人が普遍性の獲得の度合に応じて諸身分に別れ、普遍としての国家の有機的部分として位置付けられる、というものである。つまり後者においては、個人が普遍性を獲得する、との論証が必ずしもうまくいっていない。国家の側からの個人への承認は確かにあるが、それが個人を普遍者として承認しているといえるかどうか。また逆に個

人による国家の承認は十全な意味で自由なそれであるのか。

『法の哲学要綱』における「国家」とは区別された「市民社会」カテゴリーの導入は上記の構図に微妙だが重要な変化をもたらす。諸身分の分化が「市民社会」の普遍的資産へのコミットの仕方に基づくものとして定義し直される。そして個々人が各身分に分かれるその仕方が、個々人の自由意志によって媒介されることが明確化される。さらに「国家」の章において、各身分ごとの意志の「国家」への投入の様式が規定される。以上によって、個々人の意志が少なくとも潜在的には普遍的であることが保証される。個人と「国家」の関係は相互承認の関係であることが「市民社会」の媒介によって確認されるわけである。以上は構想上では必ずしも決定的な変更ではなく、『实在哲学』の不明点を明確化した、というほどのものであるが、軽視されてはならない。通常は、『实在哲学』の相互承認論はすでに事実上市民社会論である、と解釈されており、それは必ずしも誤りではないが、『实在哲学』の構成には、一体その相互承認の機序に対して実体的身分（農民）や普遍的身分（官吏）はどのような関係にあるのか、が不明確である、という決定的な難点がある。『法の哲学要綱』は「自由な意識の現象学」である、とK・H・イルティンクは喝破したが<sup>(5)</sup>、こうした現象学的性格はイエナ期の『实在哲学』においては当然より強固であり、官僚以外の身分は官僚になりそこなった人々、とでもいった位置付けを与えられていた。どの身分に属していても、個人としてはすべての人が同じ資格において市民社会の成員であり、官吏身分以外の人々も（賤民が正にそうであるような）「なりそこない」などではないことが、『法の哲学要綱』の構成によって初めて明らかとなるのである。

以上の形成史的考察をもとに、ここでは以下のごとく主張したい。

「市民社会」カテゴリーの析出はヘーゲル社会理論の到達点である。体系構成上は「国家」論の前段に当たるものの、形成史的に見れば「市民社会」カテゴリーの定立はヘーゲルが国家の存立の現実的な基盤の措定に長らく苦

慮した挙げ句、ようやく成功したことを示す。国家機構をフィジカルに支える官吏は、「市民社会」の中から現われるのだ。この意味で、ヘーゲルにおいて「市民社会」は国家の下部構造をなす。すなわち、『法の哲学要綱』の「行政」論が狭義の「国家」論の中においてではなく、「市民社会」論の中において論じられている理由の一つは、官吏が「市民社会」に出自を持つ、のみならずその一員であるから、なのである。

つまり、国家による「市民社会」の解体は、国家自身にとっても致命的なことであるのだ。「自ら法を作り、それに人々を従わしめ、そしてその生存と利益を保証する」国家の理念像はプラトンのそれであろう。しかしヘーゲルは明確にこれを否定している（§ 299）。何となれば、そこには自由がないからである。プラトンの『国家』は国家を支配する哲学者＝政治家を強制的に選抜し育成するが、ヘーゲルの『法の哲学要綱』における国家においては、その積極的担い手としての官吏は「市民社会」から出現し、自由意志によって官吏となることを選択するのである。あらかじめ定められたプログラムにしたがって無菌状態の中で育成されるプラトン流の哲学者＝政治家ではなく、清濁合わさった「市民社会」の激流の中で鍛えられ、自らその運命を選んだ官吏にこそ、世界史の舞台において新たな挑戦を続けるそれ自体自由な存在としての国家を担うことができる、というのがおそらくヘーゲルの考え方なのである。

以上の通りであれば、一見逆説的であるが、ヘーゲル『法の哲学要綱』の「市民社会」論におけるマクロ的調整機構としての行政とは、それが「市民社会」の一員としての官吏身分によって担われるその限りにおいて、まさしくスミス『国富論』における「見えざる手」、社会の「内在的同一性」を生み出す、資本と労働の自由な移動の、機能的な対応物である、と結論されるであろう。「歴史の狡智」について語ったヘーゲルを重視するなら、ここで「欲望の体系」レベルでの「見えざる手」の不在をあがなう、行政の「見える手」の存立は、ある種の人々を官吏たらしめる「市民社会」レベルの「見

えざる手」に支えられている。」といった極端な解釈さえ可能である。

無論、官吏が市民社会の中から出現する事情について、ヘーゲル自身が明確に「欲求の体系」が「見えざる手」を欠いているがゆえに、その問題性を自覚した者が「見える手」の担い手としての官吏となる。」という風に述べているわけではない。だがこうした解釈は、それが穿った読み込みであることは否めないとしても、「不法」を「抽象的法・正義」から「道徳」への移行の契機として位置付けた『法の哲学要綱』の体系的結構と案外馴染むのではないだろうか。なおここで注意すべきは、この解釈によれば、仮に行政が「欲求の体系」の悪……例えば賤民問題……を全面的に解消してしまったとしたら、行政自体の存立基盤も解消されてしまうことになる、ということである。『法の哲学要綱』全体の結構において、ちょうど「抽象的法・権利」から「道徳」への移行を媒介するのが「不法・犯罪」という契機であることに、この論理は対応している。

しかし言うまでもなく、官吏による行政によって「市民社会」の好循環が完結するわけではない。行政によるマクロ的調整は万能ではない。貧民の賤民化の危険が、その限界を画するものとして示されている。ここまでの考察では「ヘーゲルによれば、貧民の発生、そしてその賤民化の危険は「市民社会」保持に伴ういわばコスト、必要悪と見做され、それゆえ官吏による行政は根治療法ではなく、対症療法に終始することになる」といった程度の解釈しか導き出せないであろう。しかしヘーゲルはそこで議論を打ち切らず、「職業団体」論を以て賤民問題の解決とし、「市民社会」章をしめくくる。言うまでもなくここで「賤民問題の解決」とは、特殊的身分の市民、とりわけ貧民たちが、商品経済の不均衡や富の偏在のもたらす害悪から免れ、市民的徳性を保持し続けられるようにすること、である。では職業団体はかんにしてこの課題を達成するのか？そもそも『法の哲学要綱』の世界において、職業団体とは一体何であるのか？

しかし職業団体論の解析にはいる前に、行政はなぜ賤民問題を前にして挫折するのか、についてのヘーゲルの見解を明らかにしておかねばならない。まずここで考えたいのは、前節の引用①②における行政的介入必然論と、と③における貧民救済事業無用論(?)との間に一見したところ存在する矛盾は、いかにすれば解決できるのが、である。

行政と貧民との間のこの手詰まり状況を、今日のゲーム理論の手法を用いて解釈してみよう<sup>(6)</sup>。すると、大胆な単純化を施した上で、これを有名な「囚人のディレンマ」のカテゴリーにはいる非協力ゲーム（プレーヤー間に拘束力のある合意の成立が期待できないゲーム）としてモデル化することができる。すなわち、そのナッシュ均衡（相手の出方を所与として、その限りで可能な最適の戦略を、各プレーヤーが採った場合に帰結する状態）がちょうど、行政が賤民の救済を放棄し、賤民たちは働かずに乞食でもする、という状況に対応し、かつその均衡が、行政が賤民を救済し、賤民は働く、という別のより望ましい可能的状況にパレート優越されている、という<sup>(7)</sup>。

ところでゲーム理論的アプローチとは、複数の主体が、互いに相手の出方をうかがいながら行動する、という前提を立てるものである。ゆえにこの解釈の含意は先ず第一に、貧民は救済を受ければ怠惰になるが、かと言って放置されれば賤民と化し、国家や社会を恨む、という具合に、行政の出方によって振る舞いを変えてしまうので、貧民の賤民化の防止という政策目標が達成できなくなってしまう、ということである。そして第二に、そのような自由な貧民の存在が容認され、前提とされていることも忘れてはならない。いかに貧民の賤民化が容易ならぬ事態であっても、彼らをまとめて逮捕し、強制労働につかせるといった、18世紀以前の救貧政策で採用されていた解決案は想定されていないのである。更にここでは非協力ゲームのモデルが利用されているが、その含意は、行政官吏と貧民との間に相互不信があることが想定されている、ということである。どちらも双方にとってよりましな状態があり得ることを承知していながら、お互いを信頼できないために最悪の帰

結に至ってしまうのである。このような解釈は思いの他ヘーゲルの構想とじっくり馴染むように思われる。

そこで賤民問題を前にしての行政の挫折を克服するものとしての職業団体の機能についても、ゲーム理論的な思考を延長していくことが手掛かりになるかもしれない。まず、行政の失敗の契機を二段階に分けて考えてみることでできよう。第一に、問題は非協力ゲームから協力ゲームへの移行の困難、すなわち行政と貧民との間の相互不信にある。第二に、問題はそもそも状況がゲーム論的な戦略的相互作用関係であることにある。そしてそれ解決もこれに対応して二つのレベルで解釈を与えることができる。第一には、職業団体が行政……官吏身分と（当然に貧民を含む）商工業身分との間に交渉機構を成立させる、言い換えれば非協力ゲームを協力ゲームに移行させるのではないか、という解釈。第二には、職業団体がゲーム論的な戦略的相互作用関係自体を解消する、という解釈。この二つの解釈のそれぞれについて、その妥当性を検証していこう。

先ず第一の解釈から見ていこう。職業団体の成立は、それで以て直ちに、行政と貧民との間の交渉機構の樹立、すなわち非協力ゲームから協力ゲームへの移行を意味するのだろうか？「市民社会」章を終えて「国家」章に入れば、我々はより直截にそれについて論じた箇所に出会うだろう。すなわち、身分制議会、特に職能・地域代表制議会としての下院、衆議院（§ 301～§ 315、特に § 308）。普遍的身分と特殊的身分（および実体的身分）とは、立憲国家機構の中では行政権と立法権として対峙する。ここで職業団体は代議士の選出母体なのである。

しかし「市民社会」章の記述の範囲では、職業団体の機能はもっと局限されている。それと行政との関係も、職業団体が一方的に、つまり「外的」「偶然的」に行政の監督を受ける、という側面しかここでは論及されていない。だから以下のごとく考えることが自然であろう。すなわち、職業団体による



貧民，窮乏化したメンバーへの扶助は，何も行政のため，あるいは国家のためになされるわけではない。それはまずもって職業団体固有の理念や利害に基づいてなされるのであって，そのことが結果的に行政と貧民との，ひいては普遍的身分と特殊の身分とのコンフリクトを抑制したとしても，職業団体の見地からすればそれは二次的な帰結にすぎない，と。

それでは職業団体固有の理念や利害，とは一体何であるのか，を考察せねばならない。まず第一に，それが特定の職業（ないし地域生活圏）に基づく連帯である，ということの意味を考えてみよう。個々の職業はそれぞれ，「欲求の体系」の中での分業を通じた相互依存関係の一分枝を構成する。それぞれは互いに依存し合っている，つまり自立していない。ヘーゲルの用語法に従えば，職業は，そして職業団体は「実体」ではない。この点で職業団体は家族，国家と異なっている。ヘーゲルにとって，家族は家族であるために他の家族に依存する必要はない。もちろん現実的には家族と家族間の交渉関係は存在するが，新しい家族を生み出すのは市民的個人としての男と女の結婚であり，他の家族ではない。国家の場合は言わずもがなであり，現実には個々の国家は複数の国家の中の一つの国家であるが，そういう事実問題は国家の本質（というより，ヘーゲルの用語法では「概念」）とは関係ない。国家はたった一つで独立自存せる国家である。職業団体はこれに対し，本質的に，相互に依存し合う複数のものの中の一つとしてしかありえない。個別の（商工業的）職業，そして職業団体は市民社会という「実体」の構成契機でしかないのだ。特殊の身分のメンバーとして商工業に従事するという生き方は，農業（実体的身分として）や行政（普遍的身分として）に比べて，「実体」から遠い，ネガティブな生き方なのである。

しかし先に見た，『实在哲学』から『法の哲学要綱』への移行に伴う転型のことを想起しよう。「市民社会」においてはそうしたネガティブな生もまた，自由な意志によって選択されたものとしての尊厳を持つ，いや，持たなければならぬ。商工業者は，自らの生業が他人に依存しまた依存されてい

ることを、誇りを以て肯定しなければならない。職業団体とは、そうした尊厳への自覚を涵養するという課題を負っているのである。

問題はどのようにして職業団体がこの課題を遂行するのか、である。ヘーゲルによる職業団体の目的への直接の言及自体は、少々人を食ったものである。

「市民社会の労働組織は、この組織の特殊性の本性にしがって様々の部門に分かれる。特殊性のこうした即自的に同一のものが、共通のものとして、同輩関係としての組合という形で現実に顕現することによって、己の特殊なものを目指す利己的・利己的の目的は、同時に普遍的であることが理解され、かつ実証されるのである。こうして市民社会の成員は、その特殊的技能にしたがって職業団体の成員なのである。したがって職業団体の普遍的目的はまったく具体的であり、その目的の範囲は、商工業というそれ固有の仕事と利益とのうちに含まれている目的の範囲を出るものではない。(§ 251)」

職業団体の目的はその特定の職業の目的以上のものではない、というほどの意味であろうが、この記述の限りでは、なぜこうした目的が個人によってばらばらにではなく、組合の結成を通じて追求されねばならないのか、は明らかにならない。

ここでスミスの系譜を継いだ経済学の流儀で考えるならば、「欲求の体系」にはスミス『国富論』的な意味での資本・労働は存在しておらず、よって経済は必然的に不均衡に突入してしまい、職業・産業間分業のネットワークが損なわれるのであり、これに対して職業団体はそれぞれ取引制限を行なうことによって自己の職業・産業の維持を図ることを通じて分業ネットワークを維持するのである、とやや短絡的に結論することができる。この解釈はヘーゲルの議論と矛盾しないであろうか？

一見すると、ヘーゲルは職業団体の機能を製品市場における取引制限に求めてはいない。意図的に市場の調整を行なう主体としてはまず行政が挙げられている。しかし、職業団体は何よりもスミスの意味での労働市場の不在

をあがなう存在であることに注意せねばならない。ヘーゲルはこう書いている。

「職業団体はこうした使命上、公の権力の監督の下で、次のような権利を持っている。すなわち団体内に含まれている団体自身の利益について配慮し、成員を彼らの技能と実直さという客観的資格に基づいて、一般的連関によって決まってくる人数だけ採用し、団体所属員のために、特殊的偶然性に対して配慮するとともに、成員たるべき能力の陶冶育成に関しても配慮する権利、——総じて所属員のために第二の家族を引き受ける権利を持っている。（§ 252）」

このように、身分帰属・職業選択の自由の下での人材配分のマクロ的調整が、行政によって集中的ではなく、職業団体によって比較的分散的におこなわれる、とされる。また行政の管轄下の全市民に共通の学校教育とは区別された、それぞれの職業に固有の教育訓練も職業団体の任務となる。

むしろこのような団体的規制はスミスが批判したところのものである。ただし『国富論』においてそれを批判するにあたってのスミスの力点が、どちらかというところした団体規制が国家による特許であること、行政的介入によって支えられていることにあるのに対して、ここでのヘーゲルの力点はむしろ「公の権力の監督の下で」ではあれ、行政によって直接にはなく、団体自身によって規制がなされることに置かれている。

そうした力点の所在の相違は、職業団体のミクロ的な機能、成員を陶冶し、その賤民化を防止する役割についての議論を見ればよりいっそう明らかとなる。

「職業団体においては、生計が才能に応じて保障されるという意味で、家族が堅固な基盤を、すなわち堅固な資産 [ § 170 ] を持っているだけでなく、更に才能も生計の保障も、ともに人の認めるところとなっている。したがって職業団体の成員は、自分の有能性とちゃんとした暮らし向きを、すなわち自分がひとかどの人物であるということ、成員であるということ以外の外

的表示によって明示する必要はない。(§ 253)」

言うまでもなく成員の誇りの感覚は、職業団体が「公の権力の監督の下」にあるから生じるのではない。職業団体が固有の権利を持つ存在だからである。職業団体による成員の救済が、行政による救済と違って賤民化を引き起こさない理由は、そこでの被救済権が職業団体の成員資格によって、すなわち一定の職業的能力と勤労倫理によってあがなわれるものであるからである。行政による救済に対しては、一私人はこうした対価を提供しえない。ヘーゲルはそう考えたのだ。ここで救済が権利となってしまうと、それは被救済者の勤労倫理を掘り崩すだけのことになるし、まったくの恩恵となってしまうと、それは被救済者の市民的自立それ自体の否定となるのだから。

スミスにとって主要な問題は、特許を受けた職業団体による独占か、資本と労働の自由な移動か、ということであった。独占を公権力による不公平な介入と見るか、一部の私人による公権力の不当な利用と見るか、は視角の相違にしかすぎなかった。対立はそうした国家と社会、公と私の不分明な野合を許す体制か、あるいは中立的な、社会に対して垂直に屹立する公権力と、私人間の関係を普遍的な法が支配する市民社会とがつくる体制か、にあったのである。しかしヘーゲル『法の哲学要綱』の市民社会に自由な資本と労働は不在である。それゆえスミスにとっては同じ盾の両面にすぎなかったであろう、行政による集中的統制と「公の権力の監督の下」にある職業団体による分散的統制とが、鋭い緊張関係をもって対比させられることになるのである。

行政を通じて陶冶されるのは、結局のところ行政を自ら担う官吏身分の市民たちだけである。しかし「欲求の体系」、自由な資本と労働を欠く商品経済はそれのみでは陶冶の機構として機能しない。それゆえ職業団体の存在は不可欠となるのである。そして官吏身分が、市民社会にマクロ的不均衡がある限りはそれを憂慮する者たちをリクルートすることによって存続していくのと同様に、職業団体も、商工業者の墮落、賤民化の危険のある限りは、その

存在理由を主張し続けることになるのである。

すでに議論は第一の解釈の妥当性をおおむね崩すところにまで到達した。職業団体の意義は行政と一般市民との交渉機構の形成にではなく、まずもって商工業身分の市民の陶冶にある。交渉を通じて、貧民を賤民化させないような行政的救済のチャンネルを開くことによってではなく、商工業身分の集团的自助によって賤民化が防がれるのである。ではこの結論は先に触れた第二の解釈、すなわち職業団体がゲーム理論的な戦略的相互作用関係自体を解消する、というそれを支持するものであろうか？

一口に非ゲーム理論的状况、といっても様々なものが考えられることは、言うまでもない。ここでは包括的な考察は避けて、ヘーゲルとの対比でこれまで関説してきたスミスとステュアートを手掛かりにするにとどめよう。

ゲーム理論的思考はステュアートの採るところではない。どのような意味合いにおいてそうであるかと言えば、ステュアート『経済学原理』の世界で為政者と社会との関係は、一方通行的なのである。political oeconomyを家政oeconomyのアナロジーで語る伝統的アプローチを採る彼にとっては、両者の間の最大の違いであるはずの、家政における家長への家族成員の服従義務に対する、国家における人民の自由でさえも、その行動の為政者にとっての計算可能性を増すという以上のものではないのだ。

スミスの場合ももっと事情は微妙である。「囚人のディレンマ」の類の苦境に落ち込むような非協力ゲームのモデルは、スミスの理論構成にはそぐわない、と差し当たりは言える。繰り返すが、ゲーム理論においては、各主体は他の主体の行動に応じて自らの行動を変更する、と仮定される。これに対して、かつての新古典派経済学において規準的であった完全競争の仮定とは、各主体間の有意な相互作用を認めず、各主体はそれぞれ非人格的な市場のシグナルにのみ従う、という想定である。スミス『国富論』の市場理論は（前節で述べた通り、ある均衡点に向けての過程の収束を展望するものでは

ない、という点においては違うが)この限り、すなわち市場での主体間関係の分析の側面においては、新古典派の完全競争分析の先駆である。

しかしながら『国富論』における重商主義的な独占(N)や、親方層と職人層がそれぞれ団結しての、賃銀を巡る労使紛争(I. viii)の問題の具体的な叙述自体は興味深く、例えばゲーム理論的解釈も十分に受け付けるものである。経済主体間の戦略的相互作用は無視されたり見落とされているわけではない。ただしそれらは、あくまでも政策的克服対象として扱われている。独占や団結、制限的取引による利得は、その当事者に局限されて、彼ら以外には損失をもたらすのみならず、当事者にとっても一時的なものであるにすぎない、という理由で、政策的な見地からその意義を否認され、その限りでの分析しか与えられない。現実的にもそうした独占はスミスによれば、国家による何らかの保護なしでは生存することができないものなのだ。つまりスミス『国富論』でいう「自然的自由の体系」においては、市民相互間や、市民と統治者との間に成立し得るゲーム理論的状况は、あくまでも克服対象なのである。

しかし仮にスミスによって、ゲーム理論的状况が克服対象としてではあれ意識されていたのであれば、そのような問題の所在自体を認めないステュアートと、スミスとの相違は重要である。ゲーム理論的ディレンマ状况が深刻な課題とされるのは、相剋し合う諸利害、それを支える意志がそれぞれに固有の根拠を持ち、権利上対等な場合にこそである。多数の意志が互いにぶつかり合うゲーム理論的状况の解消を、ステュアートはその中の一者＝為政者のみの意志の貫徹という形で行なった……というよりは、為政者のみの意志の貫徹を当然のことと見做し、問題自体を看過した。これに対しスミスは、ゲーム理論的状况の解消を「見えざる手」、非意図的、無人称的、没人格的な制度の中に求めた。

そしてヘーゲルの職業団体は法人、つまり人格であり、非意図的、無人称的、没人格的な制度ではないが、コンフリクトの解決をいずれかの当事者の

意志の一方的な貫徹によってではなく、すべての当事者間の意志、利害、権利のより公正な形での調停、妥協を目指したものである。この点において、それはステュアートの為政者の「見える手」よりはむしろスミスの「見えざる手」の方に近い。更にまた、「公の権力の監督の下」にあるとはいえ、その形成根拠は行政による恣意的線引きではなく、「欲求の体系」のレベルでの自生的な分業ネットワークにある。それゆえに、職業団体もまた、行政と同様に、ヘーゲルの市民社会の「内在的同一性」の担い手なのである。

〔註〕

- (1) 以下の形成史的考察に当たって特に参考としたのは、森永和英「象徴と欲望の社会学」『現代思想』第18巻第4号、1990年、滝口清栄「ヘーゲル社会学の視野」『講座ドイツ観念論 第5巻 ヘーゲル 時代との対話』弘文堂、1990年。
- (2) ヘーゲル「道義の体系」、同『自然法学』平野秩夫訳、勁草書房、1963年。
- (3) G. W. F. Hegel, *Jeneae Systementwürfe III, Naturphilosophie und Philosophie des Geistes*, hrsg. von Rolf-Peter Horstmann, Felix Meiner Verlag, 1987; G. W. F. Hegel, 'The Philosophy of Spirit (1805-6)', translated by Leo Rauch, in do, *Hegel and the Human Spirit*, Wayne State University Press, 1983. なお「国家体制論」（“Philosophie des Geistes III, Konstitution” のみの邦訳）、座小田豊・山崎純訳、『現代思想』第6巻第16号、1978年、をも参照。
- (4) ヘーゲル『精神哲学（上・下）』船山信一訳、岩波文庫（『エンチクロペディー』第3部「精神」の邦訳）。
- (5) K. -H. Ilting, 'The dialectic of civil society', in Z. A. Pelczymski ed., *The State & Civil Society*, Cambridge University Press, 1984.
- (6) 以下ゲーム理論についての記述は主に、エリック・ラスムセン『ゲームと情報の経済分析 I・II』細江守紀／村田省三／有定愛展訳、九州大学出版会、1990～1991年（原著1989年）、を参考とした。
- (7) 比較的簡単な解釈を以下に紹介する。

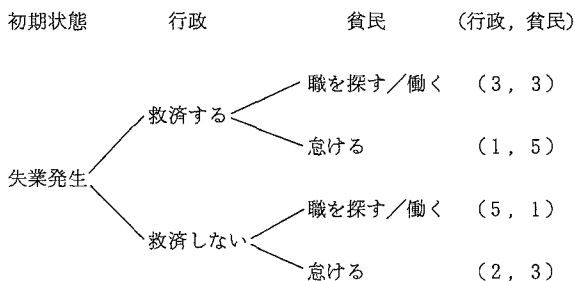
プレーヤーは行政と貧民の2者で、まず初期状態として失業が発生し、続いてゲームの先手を行政が、それに対して貧民が後手を打ち、ここでゲームは終了する。先手番の行政の戦略は無条件的であるが、後手番の貧民の戦略は、行政の出方に応じた条件的なものである。

\*失業発生時の行政の戦略

- ① 貧民を救済する。
- ② 貧民を救済しない。

＊失業発生時の貧民の戦略

- ① 救済があるとき、職を探す／働く。  
救済がないとき、職を探す／働く。
- ② 救済があるとき、職を探す／働く。  
救済がないとき、怠ける。
- ③ 救済があるとき、怠ける。  
救済がないとき、職を探す／働く。
- ④ 救済があるとき、怠ける。  
救済がないとき、怠ける。



ここで行政には支配戦略（相手の出方に関わりなく最善の戦略）は存在しないが、貧民には④が支配戦略となっている。

このゲームのナッシュ均衡は、戦略の組が行政②、貧民④のとき、利得の組は行政2、貧民3、というものである。

ここでのナッシュ均衡の状態は、戦略の組が行政①、貧民①ないし②のとき、利得の組は行政3、貧民3、という状態にパレート優越されている。

## おわりに

ここまでの議論を振り返り、全体を自由な形で要約しておこう。

ヘーゲル『法の哲学要綱』の「市民社会」論における賤民問題の把握は、スミス『国富論』の、分業によって引き起こされる労働貧民の徳性の衰退についての議論や、イギリスにおける救貧法批判によって触発されたものであるが、それらとまったく同様であったわけではない。第一に、スミスの考えた労働貧民が実在する庶民のことであったのに対し、ヘーゲルのいう賤民と



は貧民がそこに落ち込むかも知れない危険な可能性のことであった。第二に、スミスの憂慮した貧民の墮落が市民社会の秩序全体を揺るがすものでは必ずしもなかったのに対し、ヘーゲルにとってのそれは正しくそうしたものとして捉えられていた。すなわち、スミスが、墮落した貧民は勤労意欲を失う、とまでは考えていなかったのに対し、ヘーゲルが賤民について憂慮したのは勤労意欲の喪失であった。関連して第三に、スミスによる救貧法批判には、救貧政策が貧民の勤労意欲を殺ぐ、との論点は含まれていなかったのに対し、ヘーゲルの救貧政策批判の要点はまさにそこにあった。

こうしたずれの背後にはもちろん、18世紀後半のイギリスと19世紀前半のドイツでの状況の違いが横たわっている。しかしとりわけスミスとヘーゲルの理論構想に内在してこのずれの意味を考えてみる場合には、市民社会と統治の関係についての両者の把握の構えの違いを理解することが重要である。

スミスが『国富論』で描く統治は社会に対して外在的である、といって悪ければ市民社会に対して垂直に屹立している。そこでは大体において、社会は統治によって一方的に介入を受けるのみの客体である。社会が統治による操作に無抵抗で、その意のままになる、という訳ではない。問題はそこにコミュニケーションな関係、つまり単なる相互影響関係ではなく自覚的なそれ、互いに相手の出方を見、あるいは予想し合った上での相互作用関係が成立してはいない、ということである。また逆の側面、社会が統治をどのように規定しているのか、についての議論も少ない。第3篇での史論においては、市場経済の発展が統治を市民社会に対して垂直に屹立したものと洗練していく過程が分析されているが、現時点での統治の機構が、いかなる社会的根拠を有しているのか、例えば議会制はどのような身分によって支えられているか、についての議論はない。これに対してヘーゲルの『法の哲学要綱』においては、行政は市民社会に内在している。行政官吏は市民社会の身分秩序の一員であり、また行政の過程はそれ自体が、官吏とその他の市民たちとのコミュニケーションの過程である。また行政のみならず職業団体に基礎を置く

議会制や、君主権をも含めた統治機構全体についての議論が「国家」章において展開されていることは言うまでもない。

スミス『国富論』とヘーゲル『法の哲学要綱』のどちらにおいても、市民社会は人々を市民的主体へと陶冶していくメカニズムとして機能している。市民社会はいたるところで同一の法が支配する同質的な空間である。その中に生きる各個人はその共通の法システムに従う者としての同質的市民的主体性、つまりはヘーゲルが「道徳」と呼んだものを獲得していく。のみならず、こうして陶冶された市民が、社会の中で正しい生き方をする事自体を通じて、この陶冶の機構を再生産していくのである。しかしこの陶冶の機構の自己維持のメカニズムについての両者の把握は大きく異なっている。『国富論』にあってはこのメカニズムは、「見えざる手」と形容される資本と労働の自由な移動によって、統治の機構とは独立に維持されている、とされる。しかし『法の哲学要綱』においては、行政の介入と職業団体による規制なしには市民社会の維持は不可能である、とされる。

こうした市民社会と統治の関係についての了解の両者の間の相違を踏まえるならば、スミスとヘーゲルの貧民問題への構えの違いもより一層よく理解できる。

『国富論』の限りでのスミスにとっては、貧民の墮落の危険は比較的マイナーな問題である。それは確かにスミスにとっての現時点での自由な市場的分業の発展の副産物であるが、それが常に分業の発展と相容れないものであるかどうかは定かではなく、またそれ自体で自由な市場を脅かす訳ではない。むしろそれにより脅威を与えられるのは、市民社会には外在的な統治の秩序である。墮落した貧民は市場経済の秩序を乱すのではなく、戦争遂行の邪魔になったり、十分な思慮もなしに暴動を起こしたりして国家による統治の障害となるのである。こうした理解がやや唐突に映るとするならば、それは行政 police に限定されない統治 government の機構全体の分析は『国富論』の課題ではないからである。ここで市民社会と統治、国家とは互いに外

在的である。そして市民社会にとってはそれほど深刻な問題でもない労働貧民の墮落の問題が、統治の観点からは揺るがせにできない問題となっているのだ。

逆に『法の哲学要綱』でのヘーゲルにとって、貧民問題、ことに彼らが市民的道徳から解き放たれた賤民となることの危険は、社会の根幹を蝕むものと理解されている。何となれば賤民化は単に知性の衰退のみならず、貧困化による生活困難からくる勤労意欲の低下をも含意しているからである。ヘーゲルにとって、勤労意欲は市民法秩序の根幹を支えるエートスなのである。ただしこうした困難は、基本的に市民社会の中で解決されることになっている。行政も職業団体も、市民社会に内在的な機構なのである。

スミスにおける陶冶の機構としての「商業社会」というシステムは、あらかじめ定められたプログラムに従って作動する自動機械という色彩が強く、そこでの貧民問題は、システムの中にはなく、その外側においてシステムを支えるもの……統治……に対して攪乱を与えるものである。ヘーゲルのいう「市民社会」は、これに対し、自己観察機能を備え、内部に発生する攪乱を利用して、自己の同一性を保つ。より具体的に言えば、それはあらかじめ定められたプログラムを持たず、当然それによって自己を定義することもない。ただ、現状からの何らかの変化が生じたときに初めて、それがシステムの常態からの逸脱、攪乱であるか、常態の範囲内であるか、を決定し、それを通じて適及的に自己の「常態」、自己の何たるかを定義する。ヘーゲルの「市民社会」はスミスの非人格的、機械的な「見えざる手」を欠くからこそ、そのような不調和を契機として、人格的、意図的な「見える手」を出現させるという別種の「見えざる手」を作動させることができるのである。そこでは賤民の出現という市民社会にとっての危機は同時に、市民社会の自己確認の契機でもあるのだ。

しかしこのようにまとめてしまうことがややスミスに対し公平を欠くことは、本稿第3節aで論じた通りである。『国富論』第3篇、更に『道徳感情

論』までを考慮に入れるならば、スミスの「見えざる手」はもはや単なる自動機械としては理解できなくなる。しかし後世の社会経済思想におけるスミス受容においては、「見えざる手」を正に「機械仕掛けの神」とする理解が支配的であったと言えよう。

かくして我々はスミスとヘーゲルの中に、「市民社会」……その成員を普遍的なルールに従う限りで自由な「市民」として陶冶し、そうして陶冶された市民の自由な営みによって秩序を保って運営される社会……と、その臨界としての「貧民」……十分に「市民」としての資格を備えてはいないが、「市民社会」の圏内で生きているがゆえに「市民」となるべく強制される者たち……に対する二様の理解を見出だした。次なる課題は、まず第一に、こうした理解の実態的な基盤は何であったのか、を社会史的に確認しておくことであり、第二に、こうした理解の方式がその後の社会政策、あるいは社会主義を含めた社会改良思想をめぐる様々な言説の中にどのように引き継がれていったのか、またこれらと拮抗しうる他の理解の方式があったのか、を思想的に精査していくこと、である。